

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（393））
2. 日時：平成29年10月2日 15時30分～18時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

角谷安全審査官、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

（他9名）

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ

副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 補修部 機械補修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力運営グループ

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」のうち、「第41条 火災による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（SA設備）を同じ火災区画に設置していることの妥当性（例えば、それぞれに要求される機能が異なるため等）を整理して説明すること。
  - 火災区画の設定における、3時間耐火としている区画とそうではない区画について、考え方を整理して説明すること。
  - 可搬型SA設備（保管場所）への対策は火災防護計画に位置付けられているが、設置許可基準規則第8条又は第41条のどちらで説明を行うのか先行審査も確認した上で整理して説明すること。
  - 常設代替高圧電源装置建屋の設計について、①堰の仕様の妥当性、②軽油の輸送系統（要図面）、③狭隘な発電機エリアでの消火活動の成立性を整理して説明すること。
  - 緊急時対策所の換気設備の供給電源について、単線結線図を追加するとともに緊

急時対策所用発電機から供給されることを説明すること。

- 緊急時対策所で使用するケーブルの難燃性について整理して説明すること。
- 格納容器圧力逃がし装置、緊急時対策所の通路部、緊急時海水系等における消火設備（全域又は局所）の設置要否に係る考え方を整理して説明すること。

。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 内部火災（重大事故等対処施設）について